茨城県土木部都市局建築指導課建築担当作成

●応急仮設建築物の許可手続きについて（建築基準法第 85 条第 2 項関係）

設置工事　　許可期限

時期	設置前	使用開始	1 か月	2 か月	3 か月
設置者	設置前事前協議	許可申請に関する事前協議		許可申請	
県 （建築指導課）		現地確認		受付 → 審査 → 許可	
留意事項	設置後の是正工事が発生しないよう、設置前の事前協議を行ってください。	設置後（原則、使用開始前）、県が現地確認を行い、計画図面との整合性や許可条件への適合状況を確認します。	許可申請の準備を早めに行い、設置後 3 か月以内に許可を取得できるよう、県と調整を図って下さい。	許可申請は、設置場所の市町村・消防を経由する必要があるため、遅くとも設置後 3 月となる 3 週間前には許可申請を行って下さい。	

※法 85 条 2 項の応急仮設建築物の建築確認申請は不要ですが、設置後 3 か月を超え当該仮設建築物を存続させようとする場合は、3 か月を超える前に許可を受ける必要が有ります。

3 か月を超えて応急仮設建築物を設置する予定がある場合は、設置前のご相談をお願いします。

※許可申請には建築基準法に関する専門的な知識が必要です。設置前から建築士と許可申請手続きを含めた相談をお願いします。

設置前事前協議の際に用意して頂きたい書類については裏面

茨城県土木部都市局建築指導課
建築担当　　Tel:029-301-4727

●設置前事前協議の際に用意して頂きたい書類と留意点
※図面等は用意できる範囲で構いません。

図面等	留意点
配置図	・敷地内の既存建築物の概要が分かるものとして下さい。 （規模、耐火構造、準耐火構造の別等） ・敷地の接道状況が分かるものとして下さい。 （安全上の支障がないか確認するため） ※直近の建築確認申請書類等をご確認下さい。
現地写真	以下の状況が分かる写真としてください。 ・設置予定位置の周囲の状況。 （既存建物の開口部の位置などの確認のため） ・建築物を設置する場所の地面の状況。
平面図	・設置される建築物の規模や，採光，換気及び給排水の状況を確認できるものとして下さい。 （プレハブ等の既製品を設置する場合は，カタログ等で構いません）
立面図	
断面図	
建築物の転倒や滑動に関する検討書	・風や地震などの力によって，建築物に転倒や滑動が生じて安全上の支障が生じないよう検討を行う必要があります。
県（疾病対策課）と病院で締結した業務委託契約書の写し	・設置者が民間の場合に限ります。
工事工程表	・設置時期等のスケジュールを確認します。
設置概要	・設置を行う理由等を記載して下さい。 （設置建築物で行う作業，設置が必要な理由，設置する期間等）

※市街化調整区域の場合
仮設建築物については，市街化調整区域内に建築する場合，都市計画法の許可が不要となります。

許可申請の際の申請書類と申請の流れについて

許可申請の際に必要な書類 （正本・副本の計 2 部をご提出ください）	許可申請の際の申請先
□　許可申請書 （東京都都市整備局の HP から取得できます） □　付近見取図 □　配置図 □　各階平面図 □　２面以上の立面図 □　断面図 □　構造図 □　プレハブの構造検討書 （仕様書のようなもので可） □　基礎に関する検討書 （転倒・滑動に対する構造検討書） □　許可申請を行う理由書 □　工程表 □　換気扇のカタログ （設置するプレハブが居室である場合，24 時間換気の設置が必要となり，その根拠資料として添付が必要です） □　委任状 （申請者が許可申請手続きを委任する場合） ※その他，審査の中で追加資料を求める場合もあります。	□計画建築物が所在する市町村の建築主務課 ⇩ □計画建築物が所在する市町村を管轄する消防署等 ⇩ □計画建築物が所在する市町村を管轄する県民センター （茨城県の出先機関） ⇩ □茨城県土木部都市局建築指導課

※応急仮設建築物の許可手続きについて（建築基準法第 85 条第 2 項関係）については，<u>申請手数料不要</u>です。